

当面の米政策における
水田活用と食料安全保障の強化について

令和七年十一月二十六日
自由民主党
総合農林政策調査会
農林部会
農業構造転換推進委員会

米政策については、平成三十年産から行政による生産数量目標の配分を廃止し、生産者及び集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産・販売を行うこととしてきた。令和三年及び令和四年は、在庫水準が高かったことや低迷する米価、需要のマイナス・トレンド等を考慮して、生産見通しを減少基調とする中で、令和四年産の生産量は需要量を下回った。令和五年産及び令和六年産は、精米歩留りの悪化やインバウンド需要の増加等により、需要量が見通しより増加し、生産量が需要量を下回り、需給ギャップが拡大する中、令和六年八月の南海トラフ地震臨時情報の発令などで、一時的な需要の急増により店頭での品薄が生じることとなった。これらに伴う民間在庫の減少により、集荷競争の激化と米価の急騰が生じた。結果的に、生産量と需要量の差が令和四年産から令和六年産までの三年間で計約百万トンとなる中、令和七年三月から数次にわたり計約五十九万トンの政府備蓄米の売渡しが行われることとなった。

令和七年産は七四七万トンと近年最大の主食用米の生産量となり、不足感は払拭されつつある一方、民間在庫が適正水準を大きく超える見通しである中、令和八年産に向けては、精度の高い需給見通しに基づく需要に応じた生産を引き続き推進する必要がある。政府備蓄米の備蓄水準の回復に向けた買入れなど、適切な備蓄運営を行うことも求められる。

また、輸出入や米粉用などの新たな需要により米の市場を拡大させていく必要があるとともに、これに対応していくための米の低コスト生産を推進していく必要がある。

さらに、我が国の食料安全保障の確保の観点からも、輸入依存度が高い麦・大豆や飼料作物等の生産拡大が極めて重要な課題であり、ブロックローテーションや畑地化などにより、増産に必要な生産を行う体制を確立していく必要がある。

以上を前提としつつ、関係者が一体となって、農業構造転換を推進し、需要のある作物の安定的な生産体制の確立を図り、将来の活力ある産地を形成することを通じて、需要に応じた生産・販売を行う農業者の所得向上と食料安全保障の強化を実現していくため、党として、政府に対し、左記の対応を強く要望する。

記

一 需給見通しについては、需要に応じた生産を行うための基礎となるものであるため、最新の生産量や需要量の情報の把握に努め、気候変動や消費動向などの変化も踏まえつつ、精度の高いものとする。

二 生産者から消費者までが客観的に判断するための材料として、市場動向の密な情報発信に向けた情報把握を強化するとともに、需給見通しの精度向上を図るため、食糧法の届出対象の拡大や、新たに定期報告の措置を検討すること。また、届出や定期報告が適確になされるよう、その実効性を担保するため、必要な立入検査を行うなど、違反を抑止・牽制するとともに、不届出者や虚偽届出者等の義務を果たさない事業者に対する是正措置を検討すること。

三 生産現場の実態・実感に合ったエビデンスの提供と生産量に関する統計調査の精度向上を図り、統計への信頼性を確保するため、令和七年産から試行的に生産者等から収穫量データを収集するとともに、事務負担にも配慮しつつJA等の乾燥調製施設のデータの統計的な活用を検証し、令和九年産から本格導入して精度を高めることを目指すこと。また、将来的には、人工衛星データやAIの技術も活用して生産量の算定の精度向上を目指すこと。

四 令和八年産米の政府備蓄米への買入れを実施するとともに、政府備蓄米の備蓄水準の回復を図るための買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行うこと。令和八年産米の買入価格については、食料・農業・農村基本法に基づき、合理的な価格形成に向けた取引を促していることも踏まえ、今後の対応を検討すること。

五 今後の備蓄政策について、今般の政府備蓄米の売渡しにおける課題の検証を踏まえ、より円滑な政府備蓄米の供給の観点から、その運営を見直すとともに、民間備蓄について、関係者の意見を十分踏まえた制度の検討（備蓄水準や支援のあり方等）を進める。そのため、必要となる実証事業を行い、本格的な導入について検討すること。

六 令和八年産において、引き続き、需要に応じた生産・販売を進め、輸入依存度が高く、需要のある作物の本作化ができるよう、「水田活用の直接支払交付金」をはじめ、十分な予算を確保すること。また、主食用米、麦・大豆や高収益作物等の需給に関する動向等について、適時適切に情報提供し、国、都道府県・地域農業再生協議会の取組はもろんのこととして、その他すべての関係者が連携し、各産地で作付けが進むよう、後押しすること。引き続き、高温耐性品種の作付けや対策技術等により、気候変動に対応できる生産体系の構築を推進すること。

七 主食用のみならず非主食用も合わせ米の生産力を維持していくため、農業者・実需者双方がメリットを得られるよう、「水田活用の直接支払交付金」における戦略作物助成や産地交付金等も活用しつつ、輸出用などの新規需要米や米粉などについて市場拡大を図り、新たな米需要を創出するとともに、生産・製造コストの低減を実現すること。また、急増する輸入米など国内マーケットの状況変化の動向を十分に注視し、多様なニーズに応えられる国産米を安定的に供給できるよう総合的に対応を検討すること。さらに、酒造好適米が不足している状況を踏まえ、生産性向上に取り組み農家を支援するなど、必要な対策を講ずること。

また、引き続き、高温耐性品種への転換や飼料用米の専用品種による耕畜連携の推進、米粉用米の専用品種による生産を行うために必要な種子の確保を地方公共団体等とも連携して着実に実施すること。

八 米の価格形成において、コストを考慮した取引を推進していくにあたり、食料システム法に基づくコスト指標の作成に向けて、生産・流通・小売の各関係者の議論がスムーズに取りまとまるよう、引き続き、国が後押しすること。

九 国産麦・大豆の生産拡大に向け、作付けの団地化や新たな技術の導入等の推進による生産性の向上、安定供給体制の確保により、需要の拡大を図るとともに、生産者が安心して生産拡大できるよう、引き続き調整保管等の取組を進めること。

「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」について、算定根拠となる統計情報等に関し、関係者と意見交換を行いつつ検証を進め、令和九年度における単価改定の是非を含め、制度の運用を検討すること。

十 地域の実情を踏まえ、ブロックローションの定着、あるいは畑地化に向けた産地の取組が円滑に進むよう支援すること。

麦・大豆等の輸入依存度が高い穀物や飼料作物などの畑作物の本作化を着実に進めるため、「畑地化促進事業」について、畑地化に取り組む産地への支援に必要な予算を引き続き確保するなど、輸入依存度が高い穀物等の増産につながる措置を講ずること。

十一 担い手が減少していく中で、飼料自給率向上と粗放的栽培による農地管理の実現に向け、生産性が高く需要のある飼料作物の生産の拡大に向けた措置を講ずること。

十二 農業構造転換を推進するため、

- ・ 農業農村整備
 - ・ 共同利用施設の再編集約・合理化等
 - ・ 経営体等の生産性向上に資する農業機械の導入、スマート農業技術・新品種の開発
 - ・ 施設整備、販路拡大等を通じた輸出産地の育成
- に必要な予算を確保するとともに、農業者・産地負担の引下げ、手厚い地方財政措置を講ずること。

十三 共同利用施設の再編整備に当たり、減価償却に課題を抱えるJA等に対し、税務・会計処理上、減価償却期間を法定耐用年数より長く柔軟に設定することも可能であることを周知するなどのサポートをすること。

十四 右記のほか、令和九年度からの水田政策の見直しに向け、水田活用の直接支払い交付金の作物ごとの生産性向上等への支援への転換、中山間など条件不利地に対する直接支払い等のあり方の具体化など、検討を急ぐこと。

以上